

# リース会計のオン・バランス処理による財務比率への影響

M065745 堂 前 文

## 1. はじめに

リースの資産計上が必要とされる背景に国際会計基準がある。企業の国際化が進む中、会計制度が国ごとに異なっていたのでは、投資家が企業の業績を正しく比較することはできない。そのため、会計基準の国際的統一の必要性が要求され、それに応えたものが、国際会計基準である。リース会計基準が改訂された背景には、会計基準の国際的統一の流れと、財務諸表の利用者にとって重要な情報となるリース債務の開示の必要性が出てきたことが挙げられる。

本稿は、日本における従来のリース会計基準やリース取引を定義し、リース会計基準改訂の動向や背景を考察し、リース取引に関する研究の動向を先行研究から考察する。そして、リース会計基準の改訂によるリース取引の賃貸借処理が、売買処理に変更されることによって、企業の経営業績の指標がどのような影響を及ぼすのか、二つの企業において財務比率を用いて分析することを目的とする。

## 2. リース会計基準の概要

リース会計基準におけるリース取引の定義、リース取引の分類、ファイナンス・リース取引及びオペレーティング・リース取引の定義は、旧リース会計基準の定義をそのまま継承している。ファイナンス・リース取引の会計処理は、原則として売買処理とし、資産・負債を貸借対照表に計上する。しかし、所有権移転外ファイナンス・リースの場合、売買処理をした時と同じ程度の財務情報を注記することを条件として賃貸借処理が容認されている。

## 3. リース取引に関する研究の動向

茅根聡(1996)は、国際化により情報開示への要求が高いにも関わらず、所有権移転外ファイナンス・リースのオン・バランス化は、企業業績の影響から、オン・バランス化処理をしている企業は少なく、注記による情報開示が多い、と考察している。

また、胡丹(2007)は、所有権移転外ファイナンス・リースをオン・バランスした場合の財務比率に対する影響を分析した。その結果、処理後の負債比率は処理前よりも大きく、処理後の総資産利益率は処理前の比率よりも小さい、ということを示した。

社団法人リース事業協会のアンケート調査でも、先行研究と同様の結果を得ることができた。

菱山淳(2007)は、国際的に共通してみられる、リース契約の資本化範囲を拡張する動きに着目し、その背景を明らかにした。そのなかで、リース会計基準

の資本化方法は、企業が負っているリース債務を財務諸表利用者が正しく把握できないこと、そして資本化にあたり、経営者に裁量の余地が多く与えられる、という問題点を指摘している。

## 4. オン・バランス処理による財務比率への影響

本稿では、A社とB社について、決算期のデータを用いて異なるリース取引の会計処理を行うことで、企業評価の優位性を検討した。

オン・バランス処理をした場合とオフ・バランス処理をした場合の財務諸表は、リース取引の会計処理に関する科目及び金額が異なるのみであって、それ以外は完全に同一である。よって、どちらの投資適格性も同等と判断されるはずである。しかし、今回の分析では、A社とB社において、所有権移転外ファイナンス・リースをオン・バランス処理した場合とオフ・バランス処理した場合では、オフ・バランス処理した方が、財務比率を比較した場合、企業評価として優位を示す、という結果を得ることができた。これは、先行研究を検証し、アンケート調査による、企業がオン・バランス化に慎重になる姿勢の原因を示す結果となったと考えられる。

## 5. 結びに

本稿では、リース会計のオン・バランス処理による財務比率への影響を、二つの異なる企業の財務諸表データの分析を行うことで、オフ・バランス処理した場合のほうが、オン・バランス処理した場合よりも、企業の優位性が高まるという結果が得られた。これは、先行研究を検証した結果と同様の結果であった。

桜井(2005)は、現行の会計制度のもとでは、複数の会計処理方法が是認され、企業は自社が採用する方法を任意に選択することができる、としている。つまり、異なる企業の間で、同一の事象が生じた場合でも、採用する会計処理方法が異なれば、財務諸表には異なった数値となって集計されるということである。企業の国際化が進む中で、わが国の会計処理が他の国と違うことによって、会計処理方法の差異による影響を調整しなければ、財務データが正しく分析できない、ということは問題ではないかと考える。

今後、財務データの比較可能性を損なわないようにするならば、リース取引のみならず、他の会計処理においても、国際基準への統一化に向かって進む必要があるのではないかとと思われる。